

# 岐阜県公報

令和七年十一月九日 (火曜日)

目 次

告 示

保安林の指定  
道路の区域変更  
道路の供用開始  
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正

(森林保全課) 五一五  
(道路維持課) 五一六  
(同) 五六  
(砂防課) 五一七

岐阜県告示第五百七号  
森林法(昭和二十六年法律第一百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

令和七年十一月九日

岐阜県知事 江崎禎英

岐阜県告示第五百七号

落札者等に関する公示

(税務課) 五一七  
(揖斐土木事務所) 五一八

岐阜県知事 江崎禎英

保安林の所在場所

加茂郡白川町河岐字大谷一〇四五の一、一〇四六の一、一〇四六の一、一〇四七、一〇四八、一〇四九の七から一〇四九の九まで、一〇五〇、一〇五一、一〇五八の九、一〇四九の一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 (一) 指定施業要件

立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐とする。

2 主伐として伐採ができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県可茂農

林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)  
岐阜県告示第五百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年十一月九日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月九日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

県道	類の道種路	路線名	区	間	別前変後更域	員敷地の幅	ル(メートル)	延長	備考
各務原線	一宮	各務原市川島河田町字山神一〇二八番八地先から	同	一〇二八番三地先まで	市同	一〇・一	八・一	四・六	
						一・二	二・三	四・六	

岐阜県告示第五百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年十一月九日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月九日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

類の道種路	路線名	区	間	別前変後更域	員敷地の幅	ル(メートル)	延長	備考

岐阜県告示第五百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供

国一般	号四百十七	同五三五番一町同字同まで	揖斐郡揖斐川町塚字塚奥山五三五番四八地先から

岐阜県告示第五百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年十一月九日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月九日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

国一般	類の道種路	路線名	区	間	別前変後更域	員敷地の幅	ル(メートル)	延長	備考
号三百六十									
まで同同郡同一九六九番二地先	から大野郡白川村大字下コゾ二〇五九番一地先	大野郡白川村大字下コゾ二〇五九番一地先	同	一九六九番二地先	同	一・七	三・六	一・七	
						一・五			

# 岐 皇 縣 公 報

用を開始するので告示する。  
なお、その関係図面は、令和七年十一月九日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月九日

岐阜県知事 江崎禎英

県道	類の道種路
細停土 車岐市 野場市 線	路線名
四同 同市 一地 先まで	区
町 二 丁目	間
六 七 三	ル(メートル)延長
七 九 三 九	の期日
六 七 三 四	は示変決(か年更定区) 月のの考 日告はの考 備

岐阜県告示第五百十一号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十五年岐阜県告示第一二百一十七号）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月九日

岐阜県知事 江峰謨英

表筋尾の頭を次のよう一枚める。

字洞下	高山市奥飛驒温泉郷柾尾字洞下	三三九番八八	一号
	字下柾尾平	四六七番一	二号
		四六七番一	三号
		四六六番三	四号及び五号
三七七	四六六番五	六号	七号

- 1 特定役務の名称及び数量 e L T A X 变更に係る税務システム改修業務 一元化

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定めた  
令 (平成7年政令第372号) 第11条第1項第2号該当

4 契約の相手方を決定した日 令和7年10月31日

5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

6 契約金額 119,325,800円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県総務部税務課システム管理係

(2) 所在地 岐阜市薮田南二丁目1番1号

---

換本柳井謹申候  
豊田の署名柳井せせは税務課の課長を以ての署名 (平成7年豊田署名  
印) + 10月 柳井一時の署名印にて 次のとおり換本柳井にて公印にて

三六九番一  
三六五番一  
三三九番三六  
十九号八

令和七年十一月九日

岐阜県知事 江崎禎英

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県揖斐木事務所総務課管理調整  
セー・タ・ウ

1 特定役務の名称及び数量 令和7年度税制改正に係る税務システム改修業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 隨意契約

3 隨意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政  
令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

4 契約の相手方を決定した日 令和7年10月31日

5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

代表取締役社長 鈴木 正範

6 契約金額 87,848,200円

契約に関する事務を担当する部局の名稱及び所在地

(1) 部局の目標 岐阜県農業試験場  
(2) 所在地 岐阜市蔵田南二丁目1番1号

卷之三

## 落札者等に関する公示

# 岐 阜 県 公 報

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

岐阜県知事  
江崎禎英

1 調達物品の名称及び数量 指斐土木事務所管内 LED道路照明灯の販貸借  
2 契約の相手方を決定した手續 一般競争入札  
一式

3 入札公告を行った日 令和7年8月5日

4 携帯者を決定した日 令和1年9月30日

みずほ東芝リース株式会社

6 落札金額 58,608,000円

令和七年十一月九日発行

発行者 岐阜市數田南一丁目一番一号  
岐 阜 縿 岐 阜 縍 行

編集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐阜文芸社